



三ツ星だより 11月号①



令和6年11月18日
三ツ星保育園 遠藤美也子

肌に触れる風もだんだんと冷たくなり、晩秋の気配が感じられるようになりました。先週は、この時期食べたくなる焼き芋をみんなで準備をしていただきました。心も体もポカポカと温かくなり、あまりの美味しさにおかわりもして大満足でした。



15日は七五三のお参りを予定していましたが、お天気がはっきりしないため、そら組が代表して、三ツ星保育園の子どもたちが無事に成長できたことに感謝し、今後の健やかな成長をお願いするために上長尾八幡神社へお参りに行ってきてくれましたよ。

保護者の皆様は『子どもの権利条約』をご存じでしょうか？これは“世界中の子どもが幸せに暮らせるように”1989年に作られました。日本では1994年に批准(条約を守る約束をすること)して今年で30年になります。下記に『子どもの権利条約』を紹介しますので、この機会に是非知っていただくと嬉しいです。保育園でもこちらの『子どもの権利』に沿いながら一人ひとりの子どもを大切に育てる保育を心がけ、健やかな成長を見守っていきたくと思っています。

2024年は、『児童の権利に関する条約』に日本が批准して30周年です。

子どもの権利ってなんだろ？

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」って聞いたことがありますか？世界中のすべての子どもたちがもっている「権利」について定めた条約です。戦争に巻き込まれてしまったり、防げる病気を患ってしまったり、つらい仕事で1日が終わってしまったり…世界には厳しい暮らしをしている子どもたちがいます。

子どもの権利条約は、そんな子どもたちをはじめ、世界中の子どもたちの強い味方です。
子どもの権利条約には、54の条文があり、この条約の基本的な考え(原則)は、次の4つで表されています。

命を守られ成長できること



すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもにとって最もよいこと



子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」は何かを第一に考えます。

意見を表明し参加できること



子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別のないこと



すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもの権利条約の一部を紹介します

第1条 子どもの定義 18歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがいが、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

第3条 子どもにもっともよいことを 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第6条 生きる権利・育つ権利 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第9条 親と引き離されない権利 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会うたり連絡したりすることができます。

第12条 意見を表す権利 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第16条 プライバシー・名誉の保護 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

第19条 あらゆる暴力からの保護 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第23条 障がいのある子ども 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

第28条 教育を受ける権利 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考えからはずれるものであってはなりません。

第31条 休み、遊ぶ権利 子どもは、休み、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

出典：『子どもの権利条約カードブック』(公財)日本ユニセフ協会発行 および(公財)日本ユニセフ協会ホームページより

もっと知りたいことがあったら…
皆さん、児童の権利条約に示された自分の権利を大切にしてください。そして、同じようにほかの人の権利も大切にしてください。全ての人は同じように大切にされなければならないということが、人権という考えの基本だからです。そして、大人になったときに、その実現のために何をすべきか考えてみてください。もっと知りたい人は、下記ホームページを参考にしてください。

日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」 <https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>

児童の権利に関する条約の各国語訳URL <https://boes.org/multilingual/>

*日本については、1994年5月22日に児童の権利に関する条約の効力が発生しています。

静岡県は、こどもや若者のみなさんの意見を大切にします。



現在、沖縄では台風の影響で川が氾濫し、被害が続出しています。ここ近年の自然災害の威力はとて大きく、食い止めることの難しさを感じます。川根本町のハザードマップを見ますと三ツ星保育園の駐車場の一部が洪水浸水想定区域となっています。万が一の時には第3避難所の役場に避難することがありますが、傘をさしながらの移動は危険も伴いますので、風水害に備え、**全園児カッパの用意をお願いします。**(12月の始め位までにご用意ください) **2歳児以上児は鞆の外ポケットの中に、0・1歳児はバックの中に常にカッパを入れておくようにお願いします。**(ポンチョは風で舞い上がりやすく前方を塞いでしまいますので不向きです。)